

広島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十六号

広島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

広島県漁港管理条例施行規則（昭和四十年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十一条の第二項」を「第十一条の第二項」に改め、「（条例別表第三に掲げる施設に係るものに限る。以下「使用の許可」という。）」を削り、「知事」を「条例第十一条の第二項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第二項第三号中「知事」を「指定管理者」に改める。

第八条第一項中「第十一条の四第一項第二号」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第一号中「使用料」を「使用料又は利用料金」に改め、同項第二号中「第十一条の四第二項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第四号中「知事」の下に「又は指定管理者」を加え、同条第二項中「第十一条の四第一項第四号」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九条中「第十一条の第二項」の下に「又は第二項」を、「知事」の下に「又は指定管理者」を加える。

第十条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「第十二条第三項」を「第十二条の二第二項において準用する条例第十二条第三項」に改め、同項第一号中「使用料」を「利用料金」に改め、同項第二号中「知事」を「指定管理者」に改め、同条第二項本文中「使用料の」を「利用料金の」に、「施設使用料減免申請書を知事」を「施設利用料金減免申請書を指定管理者」に改め、同項ただし書中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第三項第二号中「知事」を「指定管理者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項第二号の規定により利用料金を減免する場合は、指定管理者は、あらかじめ知事に協議しなければならない。

第十一条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第十二条第四項ただし書」を「第十二条の二第二項において準用する条例第十二条第四項ただし書」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第十三条中「知事」を「指定管理者」に改める。

第十四条第一項中「知事」の下に「又は指定管理者」を加え、同項第一号中「又は」を「」に改め、「第十一条の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第十五条第一項中「知事」の下に「又は指定管理者」を加える。

別記様式第六号中「広島県知事 様」を「指定管理者 様」に

「6 これら以外にも、知事が特に必要と認める場合には、別途資料の作成・提出を求める場合がある。」

「6 これら以外にも、指定管理者が特に必要と認める場合には、別途資料の作成・提出を求める場合がある。」

改める。

別記様式第七号及び別記様式第八号中「広島県知事 様」や「指定管理者 様」に改める。
別記様式第十号中「施設 使用料 減免 申請書」や「施設 利用料金 減免 申請書」に
「広島県知事 様」や「指定管理者 様」に
「平成 年 月 日付で(使用許可申請した五日市漁港フイッシャリーナ施設の使用料に
ついて、減免していただきたいので、関係書類を添えて申請します。」

「平成 年 月 日付で(使用許可申請した五日市漁港フイッシャリーナ施設の利用料金に
ついて、減免していただきたいので、関係書類を添えて申請します。」

「使用料の減額を受けたい施設を○で囲んでください。(複数選択可)」

「利用料金の減額を受けたい施設を○で囲んでください。(複数選択可)」

改める。

別記様式第十号中「広島県知事 様」や「指定管理者 様」に

指 令 番 号	
許 可 年 月 日	平成 年 月 日

改める。

許 可 年 月 日	平成 年 月 日
-----------	----------

別記様式第十号中「広島県知事 様」や「指定管理者 様」
別記様式第十一号中「広島県知事 様」や「指定管理者 様」

「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」

「注1 不用の文字は、消すこと。」

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の広島県漁港管理条例施行規則の規定に基づき知事に対して行っている許可の申請その他の手続で改正後の広島県漁港管理条例施行規則(以下「新規則」という。)に相当の規定のあるものは、新規則の規定に基づく許可の申請その他の手続とみなす。